

中山間地域等直接支払制度の取り組みを断念した方や継続を心配している方へ

こういった理由ではありませんか？

まだ農業は続けるけど、万が一耕作できなくなったときに集落に迷惑かけたくない…

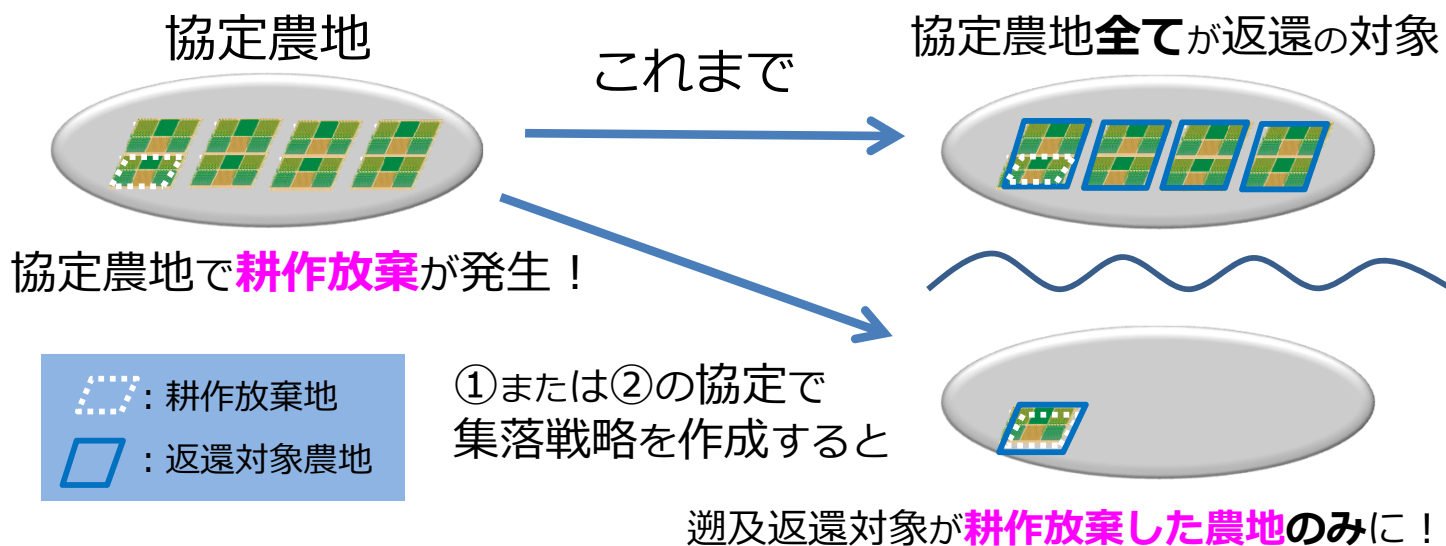


こういった声を受けて、中山間地域等直接支払制度を一部見直しました！！

見直しのポイント

①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全ての協定農地**から**耕作放棄された農地のみ**に緩和されます。

- ①協定農地が合計15ha以上（現況でも新規統合でもOK）
- ②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



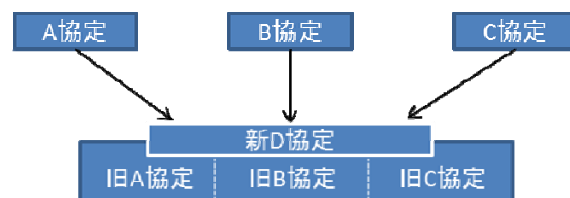
Q. ①を満たすために協定を統合したいけどそのための手続きの量は？

A. 統合に必要な手続きは煩雑ではありません！

協定の統合については、右図のようにそれぞれの旧協定がそれぞれの考え方を持った状態としてもかまいません。

（無理に一元化する必要はありません。）

詳しくは裏面の連絡先にご相談ください。



集落戦略とは

農地や集落を将来にわたって守っていくためには、協定に参加している皆さんで地域の将来像について話し合いを行ってもらうことが重要です。そうした話し合いの中で、農地や集落の将来のことをとりまとめたものが集落戦略です。

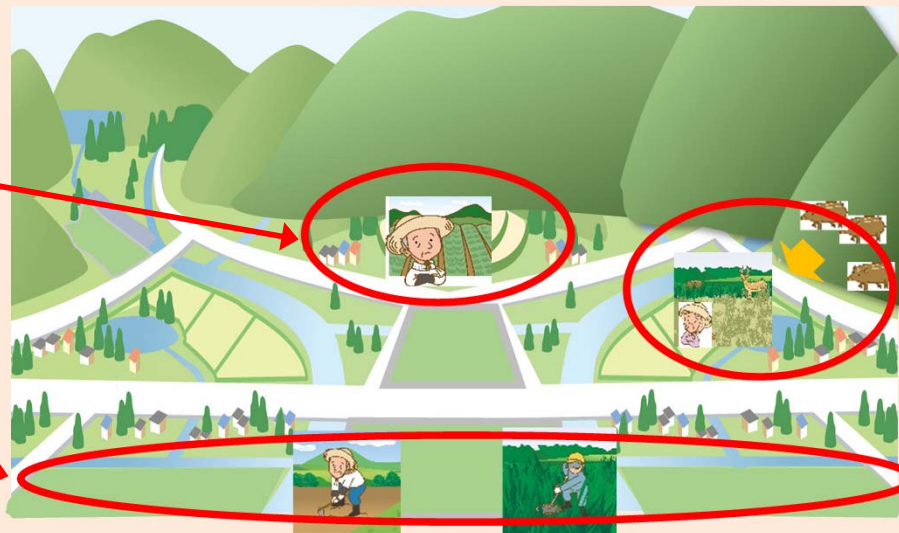
(人・農地プランなど、すでに計画がある場合は、それを活用できます。)

現状

小区画・不整形な農地の維持管理が困難

高齢等による農作業の負担増

獣害の増加



集落で話し合い

協定農地や集落の将来を話し合います。
例えばAさんの農地について、
①Aさんが引き続き耕作
②地域の担い手Bさんに委託予定
③担い手等への委託希望
④未定 など

将来

(概ね10～15年後)

高収益作物の導入

法人に委託する等、
農作業の集約

将来に渡って自分たちで営農

農地の林地化

水田放牧による獣害防止

施設の共同利用



集落戦略の様式に記載(上記の取組を全て記載する必要はありません)

詳しくは、中山間地域等直接支払制度第4期対策パンフレット(平成28年4月)をご覧ください。
になるか、農林水産省 地域振興課 (03-3501-8359) までお問い合わせください。